

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和2年(2020年)



## 目 次

議案第 98 号	令和 2 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 99 号	令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	20
議案第 100 号	令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	23
議案第 101 号	令和 2 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	28
議案第 102 号	令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	31
議案第 103 号	令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	34
議案第 104 号	令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計予算	37
議案第 105 号	鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 106 号	鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 107 号	鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第 108 号	鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について	48



令和 2 年度鎌倉市一般会計予算

令和 2 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 64,208,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年(2020年)2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
5 市税		千円 35,820,244
	5 市民税	17,774,669
	10 固定資産税	13,763,742
	15 軽自動車税	165,515
	20 市たばこ税	708,240
	30 都市計画税	3,408,078
10 地方譲与税		314,137
	8 地方揮発油譲与税	75,000
	10 自動車重量譲与税	225,000
	20 森林環境譲与税	14,137
15 利子割交付金		22,000
	5 利子割交付金	22,000
16 配当割交付金		202,000
	5 配当割交付金	202,000
17 株式等譲渡所得割交付金		220,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	220,000
18 法人事業税交付金		121,000
	5 法人事業税交付金	121,000
19 地方消費税交付金		3,595,300
	5 地方消費税交付金	3,595,300
20 ゴルフ場利用税交付金		24,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	24,000
31 環境性能割交付金		96,250
	5 環境性能割交付金	96,250
33 地方特例交付金		139,000
	5 地方特例交付金	139,000

款	項	金額
		千円
35	地方交付税	29,000
	5 地方交付税	29,000
40	交通安全対策特別交付金	21,000
	5 交通安全対策特別交付金	21,000
45	分担金及び負担金	336,487
	5 負担金	336,487
50	使用料及び手数料	1,223,453
	5 使用料	450,182
	10 手数料	753,271
	15 証紙収入	20,000
55	国庫支出金	8,631,975
	5 国庫負担金	7,196,006
	10 国庫補助金	1,406,652
	15 委託金	29,317
60	県支出金	4,106,334
	5 県負担金	2,934,995
	10 県補助金	786,999
	15 委託金	384,340
65	財産収入	429,330
	5 財産運用収入	106,263
	10 財産売払収入	323,067
70	寄附金	1,019,859
	5 寄附金	1,019,859
75	繰入金	3,290,133
	5 基金繰入金	3,288,133
	10 他会計繰入金	2,000



款	項	金 額
		千円
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000
85	諸収入	956,198
	5 延滞金加算金及び過料	80,001
	10 市預金利子	100
	15 貸付金元利収入	347,100
	25 雑入	528,997
90	市債	3,011,000
	5 市債	3,011,000
	歳 入 合 計	64,208,700

歳 出

款	項	金 額
5	議会費	441,987
	5 議会費	441,987
10	総務費	8,147,459
	5 総務管理費	6,578,469
	10 徴税費	750,855
	15 戸籍住民基本台帳費	597,283
	20 選挙費	52,621
	25 統計調査費	111,854
	30 監査委員費	56,377
15	民生費	26,373,112
	5 社会福祉費	12,714,983
	10 児童福祉費	11,326,992
	15 生活保護費	2,330,002
	20 災害救助費	1,135
20	衛生費	5,894,794
	5 保健衛生費	1,853,881
	10 清掃費	3,749,946
	15 環境対策費	290,967
25	労働費	82,286
	5 労働諸費	82,286
30	農林水産業費	162,035
	5 農業水産業費	162,035
35	商工費	438,133
	5 商工費	438,133
40	観光費	312,022
	5 観光費	312,022

款	項	金額
45	土木費	7,856,379
	5 土木管理費	1,531,255
	10 道路橋りょう費	992,028
	15 河川費	201,256
	20 都市計画費	4,908,208
	25 住宅費	223,632
50	消防費	2,984,914
	5 消防費	2,984,914
55	教育費	7,618,014
	5 教育総務費	2,081,998
	10 小学校費	2,223,557
	15 中学校費	1,198,345
	20 社会教育費	1,669,951
	25 保健体育費	444,163
60	公債費	3,835,885
	5 公債費	3,835,885
65	諸支出金	11,680
	5 土地開発公社費	11,680
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	64,208,700

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称) おなり子どもの家等耐震 改修及び増築事業	千円 316,393	2	千円 52,442
				3	52,442
				4	211,509
55 教育費	20 社会教育費	史跡大町釈迦堂口業 遺跡崩落対策事業	124,916	2	74,950
				3	49,966

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
議会だより印刷費 業務事業	令和3年度まで	776
議会だより配布費 業務委託事業	令和3年度まで	583
本会議録作成費 業務委託事業	令和3年度まで	198
常任委員会等会議録 作成業務委託事業費	令和3年度まで	1,056
広報かまくら製作費 業務委託事業	令和3年度まで	3,699
広報かまくら 配布業務委託事業費	令和3年度まで	4,268
メール便運搬事業費	令和3年度まで	248
自動車運行管理費 委託事業	令和3年度まで	1,136
スマートシティ構想策定等 支援業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	10,000
深沢行政センター外壁 改修修繕事業費	令和3年度まで	30,412
OA機器操作等に関する 労働者派遣委託事業費	令和3年度まで	2,828
投票所整理券印刷等 委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	4,315

事 項	期 間	限 度 額
投票所警備委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 845
公営ポスター掲示板 設置撤去委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	8,857
選挙公報各戸配布等 委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	1,926
投開票所器材搬入・撤去 業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	2,447
投票事務従事者派遣 業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	3,620
投票管理システム 運用支援業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	1,598
選挙人名簿システム 運用支援業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	1,164
選挙公報作成 業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	2,419
ポスター掲示板作成 委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	9,889
LAN敷設等業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	214
ウイルス対策ソフト導入 業務委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	32
精神保健福祉相談・障害者 虐待防止対策支援員 派遣委託事業費	令和3年度まで	1,631

事 項	期 間	限 度 額
		千円
二階堂在宅福祉サービスセンター清掃業務事業費	令和3年度まで	387
台在宅福祉サービスセンター総合管理業務事業費	令和3年度まで	2,911
つどいの広場事業実施業務委託事業費（腰越）	令和3年度まで	547
放課後子どもひろばたまなわ・たまなわ子どもの家「うさぎ」管理運営事業費	令和3年度から 令和7年度まで	177,535
御成町在宅福祉サービスセンター総合管理業務委託事業費	令和3年度まで	1,156
公立保育園用務・軽作業業務委託事業費	令和3年度まで	2,310
公立保育園布団乾燥・消毒業務委託事業費	令和3年度まで	388
公立保育園清掃業務事業費	令和3年度まで	3,288
腸内細菌培養検査事業費	令和3年度まで	243
予防接種データ入力業務委託事業費	令和3年度まで	244
風しん抗体検査受診票・予診票データ入力業務委託事業費	令和3年度まで	188
看護師派遣委託事業費	令和3年度まで	713

事 項	期 間	限 度 額
		千円
助産師派遣委託事業費	令和3年度まで	472
指定収集袋作成費 指 業 務 委 託 事 業 費	令和3年度まで	23,503
木くず資源化処理費 業 務 委 託 事 業 費	令和3年度まで	4,466
布団運搬資源化処理費 業 務 委 託 事 業 費	令和3年度まで	1,165
畳運搬資源化処理費 業 務 委 託 事 業 費	令和3年度まで	839
使用済小型電子機器等 資源化業務委託事業費	令和3年度まで	2,291
路上喫煙防止巡回費 業 務 委 託 事 業 費	令和3年度まで	1,336
屋内喫煙所集塵脱臭機 維持管理委託事業費	令和3年度まで	175
路上喫煙防止委託事業費	令和3年度まで	385
粗大ごみ等処理費 業 務 委 託 事 業 費	令和3年度まで	6,386
笛田リサイクルセンター 清掃業務委託事業費	令和3年度まで	477
大船駅道路管理施設 清掃業務委託事業費	令和3年度まで	836



事 項	期 間	限 度 額
		千円
大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費	令和3年度まで	4,705
北鎌倉隧道通行禁止に伴う 歩行者誘導業務委託事業費	令和3年度まで	3,993
鎌倉駅西口清掃 業務委託事業費	令和3年度まで	401
LED街路照明灯 賃借料(その2)	令和3年度から 令和12年度まで	83,642
道路側溝等浚渫汚泥運搬 業務委託事業費	令和3年度まで	380
道路側溝等浚渫汚泥処分 業務委託事業費	令和3年度まで	1,205
富士見町駅下交通誘導 業務委託事業費	令和3年度まで	802
放置自転車等防止対策 業務委託事業費	令和3年度まで	11,474
学校清掃用具賃借料	令和3年度まで	206
小学校給食費管理等 業務委託事業費	令和3年度から 令和7年度まで	186,516
学校自家用電気工作物 点検事業費	令和3年度まで	991
学校第一種特定製品 点検事業費	令和3年度まで	1,503

事 項	期 間	限 度 額
		千円
学 校 ト イ レ 清 掃 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 ま で	2,706
教 師 用 教 科 書 点 訳 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	792
史 跡 永 福 寺 跡 維 持 管 理 業 務 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 ま で	3,014
鎌 倉 ・ 玉 縄 青 少 年 会 館 清 掃 業 務 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 ま で	1,144
中 央 図 書 館 等 巡 回 業 務 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 ま で	1,030
鎌 倉 国 宝 館 空 調 設 備 自 動 制 御 機 器 保 守 点 検 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 ま で	319
鎌 倉 歴 史 文 化 交 流 館 総 合 管 理 業 務 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 ま で	7,574
文 学 館 劣 化 調 査 診 断 等 委 託 事 業 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	17,820
鎌 倉 市 土 地 開 発 公 社 の 資 金 借 入 れ に 伴 う 金 融 機 関 等 に 対 す る 債 務 保 証 ( 令 和 2 年 度 設 定 分 )	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	3,527,322

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 27,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
本庁舎等施設整備事業費	75,000	同上	同上	同上
緊急防災基盤整備事業費	88,200	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	171,100	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	33,000	同上	同上	同上
農道整備事業費	12,800	同上	同上	同上
道路整備事業費	419,800	同上	同上	同上
都市計画事業費	528,200	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	154,800	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	1,308,700	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	173,000	同上	同上	同上
史跡保存事業費	18,700	同上	同上	同上
合計	3,011,000			

議案第 99 号

令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口  
市街地再開発事業特別会計予算

令和 2 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	使用料及び手数料	6,510
	5 使用料	6,510
10	繰入金	10,190
	5 他会計繰入金	10,190
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
	歳入合計	18,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	17,700
	5 事業費	17,700
15	予備費	1,000
	5 予備費	1,000
	歳 出 合 計	18,700

議案第 100 号

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,669,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年（2020年）2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	国民健康保険料	3,798,821
	5 国民健康保険料	3,798,821
10	一部負担金	4
	5 一部負担金	4
20	国庫支出金	11,980
	10 国庫補助金	11,980
25	療養給付費交付金	1
	5 療養給付費交付金	1
30	県支出金	11,236,310
	3 県負担金・補助金	11,236,310
38	財産収入	430
	5 財産運用収入	430
40	繰入金	1,583,722
	5 他会計繰入金	1,583,722
45	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
50	諸収入	35,732
	5 延滞金及び過料	14,493
	10 雑入	21,239
	歳入合計	16,669,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		266,292
	5 総務管理費	189,197
	10 徴収費	76,448
	15 運営協議会費	647
10 保険給付費		10,988,713
	5 療養諸費	9,744,990
	10 高額療養費	1,182,999
	15 移送費	300
	20 出産育児諸費	50,424
	25 葬祭諸費	10,000
11 国民健康保険事業費納付金		5,021,191
	5 医療給付費分	3,293,916
	10 後期高齢者支援金等分	1,231,875
	15 介護納付金分	495,400
20 共同事業拠出金		6
	5 共同事業拠出金	6
25 保健事業費		166,806
	3 特定健康診査等事業費	155,660
	5 保健事業費	11,146
27 基金積立金		200,000
	5 基金積立金	200,000
30 諸支出金		15,992
	5 償還金利子及び還付加算金	15,992
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		16,669,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 事 業 費	令 和 3 年 度 まで	千円 208

議案第 101 号

令和 2 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 2 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 543,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
5 繰入金		543,200
	5 他会計繰入金	543,200
	歳入合計	543,200

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		千円 543,200
	5 公債費	543,200
	歳 出 合 計	543,200

議案第 102 号

令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,880,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,594,962
	5 介護保険料	3,594,962
15	国庫支出金	3,667,018
	5 国庫負担金	2,817,041
	10 国庫補助金	849,977
20	県支出金	2,390,873
	5 県負担金	2,261,557
	15 県補助金	129,316
25	支払基金交付金	4,360,442
	5 支払基金交付金	4,360,442
30	財産収入	2,122
	5 財産運用収入	2,122
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	2,854,072
	5 一般会計繰入金	2,635,300
	10 基金繰入金	218,772
45	繰越金	11,195
	5 繰越金	11,195
50	諸収入	15
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	13
	歳入合計	16,880,700



# 歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	375,643
	5 総務管理費	375,643
10	保険給付費	15,626,450
	5 介護サービス等諸費	15,626,450
12	地域支援事業費	855,284
	5 地域支援事業費	855,284
25	基金積立金	11,922
	5 基金積立金	11,922
30	諸支出金	11,201
	5 償還金及び還付加算金	11,201
35	予備費	200
	5 予備費	200
	歳 出 合 計	16,880,700

議案第 103 号

令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 2 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,998,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 (2020 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,630,789
	5 後期高齢者医療保険料	3,630,789
10	繰入金	2,339,341
	5 一般会計繰入金	2,339,341
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	25,870
	5 延滞金、加算金及び過料	370
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,000
	歳入合計	5,998,000

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	93,774
	5 総務管理費	93,774
10	広域連合納付金	5,889,226
	5 広域連合納付金	5,889,226
15	諸支出金	13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	5,998,000

議案第 104 号

令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,415 ha
2	年間総処理水量	19,967,501 m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	54,705 m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	209,549 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	下水道事業収益	7,028,876 千円
第 1 項	営業収益	2,936,685 千円
第 2 項	営業外収益	4,092,191 千円

支 出

第 1 款	下水道事業費用	6,905,456 千円
第 1 項	営業費用	6,153,436 千円
第 2 項	営業外費用	747,020 千円
第 3 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,740,301千円は、当年度分損益勘定留保資金1,516,969千円、繰越利益剰余金額50,273千円及び当年度利益剰余金処分額173,059千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,119,070 千円
第1項 企業債	1,388,300 千円
第2項 他会計補助金	696,052 千円
第3項 国庫補助金	28,000 千円
第4項 分担金及び負担金	2,210 千円
第5項 長期貸付金償還金	4,508 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,859,371 千円
第1項 建設改良費	337,205 千円
第2項 企業債償還金	3,514,810 千円
第3項 長期貸付金	7,356 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場し渣処理処分 業務委託事業費	令和3年度まで	千円 83
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出 業務委託事業費	令和3年度まで	555
七里ガ浜浄化センター汚泥 運搬業務委託事業費	令和3年度まで	5,412
山崎浄化センターし渣処理 処分業務委託事業費	令和3年度まで	275
浄化センター水質分析事業費	令和3年度まで	802

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,388,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後には、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用



(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 346,904 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち50,273千円及び当年度利益剰余金のうち173,059千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 223,332 千円

令和2年(2020年)2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

議案第 105 号

鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する任期付職員及び任期付短時間勤務職員に昇給制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例及び鎌倉市職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項を削る。

第5条第1項中「、第2条の2任期付職員及び第2条の3任期付短時間勤務職員には、」を「には」に改め、同条第2項中「職員」の次に「、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員及び第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2条の3任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を  
次のように改正する。

第6条第6項中「地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された」  
を「短時間勤務」に、「前項」を「第4項又は前項」に、「同項」を「当該各  
項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 106 号

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市老人福祉センターが実施する事業の内容について明記するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市老人福祉センター条例（昭和47年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康の増進」を「生きがいつくりや多世代交流等を通じ、健康の増進」に、「図る」を「供与する」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第2号に掲げる事業に参加する者（前号に掲げる者を除く。）

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生きがい対策事業
- (2) 多世代交流事業
- (3) 介護予防事業
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 107 号

鎌倉市建築基準条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 108 号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

耐震改修工事のため休館中である鎌倉生涯学習センターの再開に伴い、関連する規定を整備しようとするものである。



鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市生涯学習センター条例（平成14年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表鎌倉生涯学習センターの項中「鎌倉市御成町12番18号」を「鎌倉市小町一丁目10番5号」に改める。

第3条第1項第5号及び第7条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第7条）

名称	区分		午前	午後	夜間	全日	
			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から22時まで	
			円	円	円	円	
鎌倉生涯学習センター	第1集会室		800	1,000	1,200	3,000	
	第2集会室		500	700	800	2,000	
	第3集会室		500	700	800	2,000	
	第4集会室		600	800	1,000	2,400	
	第5集会室		1,500	2,000	2,500	6,000	
	第6集会室		1,600	2,100	2,600	6,300	
	第7集会室		800	1,000	1,200	3,000	
	ホール	入場料(会費)を徴収するもの	平日	18,700	25,000	30,000	73,700
			日曜日 土曜日 休日	25,000	33,700	41,200	99,900
		入場料(会費)を徴収しないもの	平日	7,500	10,000	12,000	29,500
			日曜日 土曜日 休日	10,000	13,500	16,500	40,000
	楽屋		1,500	2,000	2,500	6,000	
	音楽室		2,000	3,000	3,600	8,600	
	和室		1,700	2,300	2,800	6,800	
	美術創作室		1,800	2,400	2,900	7,100	
ギャラリー	入場料(会費)を徴収するもの		1日につき			52,000	
	入場料(会費)を徴収しないもの		同			26,000	
			A室	同		6,800	
			B室	同		6,500	
			C室	同		6,100	
		D室	同		6,600		

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 A室、B室、C室及びD室とは、ギャラリーを4分し、それぞれの部分を使用するときの各室をいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項第5号及び第7条第1項並びに別表第1の改正規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る改正後の第7条第1項に規定する施設等の使用料について適用する。